

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【公開番号】特開2009-303176(P2009-303176A)

【公開日】平成21年12月24日(2009.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2009-051

【出願番号】特願2008-158451(P2008-158451)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 1 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月13日(2011.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示装置へ動画像を配信する映像配信装置であって、

複数のカメラから動画像を取得する取得手段と、

前記複数のカメラから取得した動画像のそれぞれの所定期間ごとの重要度を、前記複数のカメラから取得した動画像のそれぞれの所定期間ごとの動画像のパターン認識結果に基づいて判定する判定手段と、

前記複数のカメラから取得した動画像のうち、前記表示装置へ配信する動画像を、前記判定手段による前記重要度の判定結果に基づいて決定する決定手段とを有することを特徴とする映像配信装置。

【請求項2】

前記決定手段は、前記判定された重要度に応じて、前記複数のカメラのうちの第1のカメラの第1の期間の動画像と、第2のカメラの第2の期間の動画像とを繋ぎ合わせた動画像を前記表示装置へ配信する動画像として決定することを特徴とする請求項1に記載の映像配信装置。

【請求項3】

前記判定手段は、前記所定期間ごとの動画像のうち、所定のパターンが検知された動画像の重要度を、前記所定のパターンが検知されていない動画像の重要度よりも高くすることを特徴とする請求項1又は2に記載の映像配信装置。

【請求項4】

前記判定手段は、前記所定期間ごとの動画像のうち、所定のパターンが検知された動画像に対応する期間から、所定の遡り時間だけ前までの期間の動画像の重要度を、前記所定の遡り時間だけ前よりもさらに前の期間の動画像の重要度よりも高くすることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の映像配信装置。

【請求項5】

前記判定手段は、前記所定期間ごとの動画像のうち、所定のパターンが検知された動画像に対応する期間よりも後の第1の期間の動画像の重要度を、当該第1の期間よりも後の第2の期間の動画像の重要度よりも高くすることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の映像配信装置。

【請求項6】

表示装置へ動画像を配信する映像配信装置が行う動画配信方法であって、複数のカメラから動画像を取得する取得工程と、

前記複数のカメラから取得した動画像のそれぞれの所定期間ごとの重要度を、前記複数のカメラから取得した動画像のそれぞれの所定期間ごとの動画像のパターン認識結果に基づいて判定する判定工程と、

前記複数のカメラから取得した動画像のうち、前記表示装置へ配信する動画像を、前記判定工程による前記重要度の判定結果に基づいて決定する決定工程とを有することを特徴とする映像配信方法。

【請求項 7】

表示装置へ動画像を配信する映像配信装置のコンピュータに、

複数のカメラから動画像を取得する取得手順と、

前記複数のカメラから取得した動画像のそれぞれの所定期間ごとの重要度を、前記複数のカメラから取得した動画像のそれぞれの所定期間ごとの動画像のパターン認識結果に基づいて判定する判定手順と、

前記複数のカメラから取得した動画像のうち、前記表示装置へ配信する動画像を、前記判定手順による前記重要度の判定結果に基づいて決定する決定手順とを実行させることを特徴とするプログラム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の映像配信装置は、表示装置へ動画像を配信する映像配信装置であって、複数のカメラから動画像を取得する取得手段と、前記複数のカメラから取得した動画像のそれぞれの所定期間ごとの重要度を、前記複数のカメラから取得した動画像のそれぞれの所定期間ごとの動画像のパターン認識結果に基づいて判定する判定手段と、前記複数のカメラから取得した動画像のうち、前記表示装置へ配信する動画像を、前記判定手段による前記重要度の判定結果に基づいて決定する決定手段とを有することを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の映像配信方法は、表示装置へ動画像を配信する映像配信装置が行う動画配信方法であって、複数のカメラから動画像を取得する取得工程と、前記複数のカメラから取得した動画像のそれぞれの所定期間ごとの重要度を、前記複数のカメラから取得した動画像のそれぞれの所定期間ごとの動画像のパターン認識結果に基づいて判定する判定工程と、前記複数のカメラから取得した動画像のうち、前記表示装置へ配信する動画像を、前記判定工程による前記重要度の判定結果に基づいて決定する決定工程とを有することを特徴とする。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明のプログラムは、表示装置へ動画像を配信する映像配信装置のコンピュータに、複数のカメラから動画像を取得する取得手順と、前記複数のカメラから取得した動画像の

それぞれの所定期間ごとの重要度を、前記複数のカメラから取得した動画像のそれぞれの所定期間ごとの動画像のパターン認識結果に基づいて判定する判定手順と、前記複数のカメラから取得した動画像のうち、前記表示装置へ配信する動画像を、前記判定手順による前記重要度の判定結果に基づいて決定する決定手順とを実行させることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明によれば、複数のカメラから取得した動画像のそれぞれの所定期間ごとの重要度を、前記複数のカメラから取得した動画像のそれぞれの所定期間ごとの動画像のパターン認識結果に基づいて判定し、前記複数のカメラから取得した動画像のうち、表示装置へ配信する動画像を、前記所定期間ごとの重要度の判定結果に基づいて決定して配信するようにした。これにより、視聴者がより興味を引くと思われるシーンの動画像を、複数の異なるシーンの中から自動的に選択して配信することができる。